

田代和正氏の問題提起について

2023.9.30 弁護士大川隆司

本年9月26日付の「百条委員会の記録提出請求書について」と題する田代和正氏の問題提起について、当職の意見を述べる。

- 1 問題提起の趣旨は、「旧筑波ハウスの跡地利用に関する要望書」（以下、本件要望書）という）が既に取り下げられているので、その署名偽造に関する調査は、地方自治法100条所定の「普通地方公共団体の事務」には属さないのではないか、ということである。
- 2 100条調査権の対象となる「普通地方公共団体の事務」の意義については、立法当初からの行政実例が、以下のとおり述べている。

「第2条第2項の事務であって、通常は現に議題となっている事項、若しくは将来議題に上るべき基礎事項（議案調査）につき調査し、又は世論の焦点となっている事件（政治調査）等につきその実情を明らかならしめ、その他一般的に地方公共団体の重要な事務の執行状況を審査（事務調査）することをいう。」（昭和23年10月12日付熊本県総務部長宛て自治課長回答）

すなわち、「現在発生している問題」のみならず、「将来発生する可能性がある問題」も 100 条調査権の対象とされている。

3 住民から首長に対する「要望書」の提出は、請願法（昭和 23 年法律 13 号）所定の「請願」に該当し、その「方式」（住所氏名の明記）が規定されるとともに、官公署の誠実処理義務が規定されている。すなわち要望書の受理および処理は地方公共団体の重要な事務の一つである。署名の偽造への対応策の樹立もこれに含まれると解される。

4 そして、特定の要望書に関する偽造の有無・態様に関する調査は、（当該要望書の「取り下げ」の有無にかかわらず）将来の要望書に関する偽造等の防止策の樹立に資するものであるから、「将来発生する可能性がある問題」を対象とする調査として、100 条調査権の範囲に属する。

5 なお、田代氏は本件調査が「市民のプライバシーを侵害する調査」であるとも指摘するが、個人情報保護法は、法令に基づく個人情報の取得及び利用を認めており（61 条、69 条）、100 条調査は法令に基づく議会の権限行使にほかならないから、この指摘は適切ではない。

以上